

鹿 児 島 県 公 報

平成20年3月14日（金）第2376号



発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

印 刷 出 納 局 管 理 調 達 課

定 価 送 料 共 1 箇 月 2,650 円

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

規 則

○調理師法施行細則の一部を改正する規則（※）

（健康増進課取扱い）1

告 示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（3件）

（介護保険課取扱い）1

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定

（介護保険課取扱い）2

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

（3件）（介護保険課取扱い）2

○家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（11件）

（畜産課取扱い）2

○収去飼料の試験結果の公表

（畜産課取扱い）5

○県営土地改良事業に係る換地処分

（農地整備課取扱い）5

○地籍調査の成果の認証

（農地建設課取扱い）5

○保安林の指定（2件）

（森林整備課取扱い）7

○保安林の指定の解除

（森林整備課取扱い）7

○保安林の指定の解除予定（2件）

（森林整備課取扱い）7

○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示

（森林整備課取扱い）7

○道路の区域の変更

（道路維持課取扱い）8

○道路の供用の開始

（道路維持課取扱い）8

○過疎地域自立促進特別措置法に基づく基幹市町村道の改

築工事の完了

（道路維持課取扱い）8

○過疎地域自立促進特別措置法に基づく基幹市町村道の改

築工事の開始

（道路維持課取扱い）9

○都市計画臨港地区の決定に係る図書の写しの縦覧

（都市計画課取扱い）9

公 告

○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見

に関する公告（2件）

（商工政策課取扱い）9

○開発行為に関する工事の完了公告（2件）（建築課取扱い）9
○落札者等の公告（2件）（財産管理課取扱い）10

（かごしま県民交流センター取扱い）10

議 会 規 則

○鹿児島県政務調査費の交付に関する規則の一部を改正す
る規則（※）

（総務課取扱い）10

教 育 委 員 会 規 則

○鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を
改正する規則（※）

（教職員課取扱い）11

公 安 委 員 会 規 則

○交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の
一部を改正する規則（※）

（警務課取扱い）12

規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第10号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年鹿児島県規則第30号）の一部を次
のように改正する。第3条中「の各号」を削り、同条第1号中「第47条」を「第57
条」に改める。

別記第5号様式中「第47条」を「第57条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第412号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定
により次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成20年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サービスの 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所ウェ ルリンク	曾於市大隅町月野 1583番地2	社会福祉法人おおす み会	曾於市大隅町月野 1582番地	竹山 隆司	平成19年 8月1日	訪問介護

鹿児島県告示第413号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定
により次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成20年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指 定 年 月 日	サービスの 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所介護事業所ウェルリンク	曾於市大隅町月野1583番地2	社会福祉法人おおすみ会	曾於市大隅町月野1582番地	竹山 隆司	平成19年 8 月 1 日	通所介護

鹿児島県告示第414号

平成20年 3 月14日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指 定 年 月 日	サービスの 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
自立支援センターおおすみ	肝属郡東串良町池之原1223番地	株式会社ベストサポートおおすみ	肝属郡東串良町池之原1223番地	西元 勇	平成19年 8 月 1 日	通所介護

鹿児島県告示第415号

平成20年 3 月14日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
自立支援センターおおすみ	肝属郡東串良町池之原1223番地	株式会社ベストサポートおおすみ	肝属郡東串良町池之原1223番地	西元 勇	平成19年 8 月 1 日

鹿児島県告示第416号

平成20年 3 月14日

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指 定 年 月 日	サービスの 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所介護事業所ウェルリンク	曾於市大隅町月野1583番地2	社会福祉法人おおすみ会	曾於市大隅町月野1582番地	竹山 隆司	平成19年 8 月 1 日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第417号

平成20年 3 月14日

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指 定 年 月 日	サービスの 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所ウェルリンク	曾於市大隅町月野1583番地2	社会福祉法人おおすみ会	曾於市大隅町月野1582番地	竹山 隆司	平成19年 8 月 1 日	介護予防訪問介護

鹿児島県告示第418号

平成20年 3 月14日

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指 定 年 月 日	サービスの 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
自立支援センターおおすみ	肝属郡東串良町池之原1223番地	株式会社ベストサポートおおすみ	肝属郡東串良町池之原1223番地	西元 勇	平成19年 8 月 1 日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第419号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規

定により、牛のブルセラ病及び結核病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成20年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛（今回の検査実施前6月以内に検査を受けた旨の証明書の交付を受けたもの又は病気がかかっているもので家畜防疫員に申出のあったものを除く。）その他知事が特に必要と認めたもの

2 検査の方法

ブルセラ病にあつては凝集反応検査、補体結合反応検査、疫学的検査又は臨床検査、結核病にあつてはツベルクリン検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
鹿児島市（旧喜入町）、指宿市、さつま町（旧宮之城町）、霧島市（旧国分市、旧隼人町）、志布志市（旧有明町）、鹿屋市（旧吾平町）、東串良町、肝付町（旧高山町）、南種子町、その他知事が特に必要と認めた区域	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第420号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の死体の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成20年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。

2 検査の方法

酵素免疫測定法、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第421号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ヨーネ病の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成20年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
- (2) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛（今回の検査実施前6月以内に検査を受けた旨の証明書の交付を受けたもの又は病気がかかっているもので家畜防疫員に申出のあったものを除く。）
- (3) その他知事が特に必要と認めたもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法、ヨーニン検査、細菌検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第422号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬伝染性貧血の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成20年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌の軽種馬、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬及び知事が特に必要と認める馬

2 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第423号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬伝染性子宮炎の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成20年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供する軽種馬及び疫学的に保種馬と交流のあった馬

2 検査の方法

細菌学的検査、血清学的検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日

県 下 全 域

平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第424号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬バラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成20年 3 月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
繁殖の用に供する軽種馬で知事が特に必要と認めるもの
- 2 検査の方法
凝集反応検査、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第425号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成20年 3 月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
繁殖の用に供する目的で県内へ導入した豚（オーエスキー病にかかっていない旨の証明書を有するものを除く。）及び知事が特に必要と認める豚
- 2 検査の方法
ラテックス凝集反応法、酵素免疫測定法、中和試験、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第426号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成20年 3 月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

鶏（採卵、種卵を目的とするものに限る。）

(2) 範囲

県内鶏飼養農家で別途家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第427号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、みつばちの腐蛆病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成20年 3 月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
はちみつ若しくは王乳の採取又は花粉の交配のために飼育しているみつばち
- 2 検査の方法
肉眼検査、細菌学的検査、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第428号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、雄牛のブルセラ病、結核病、牛カンピロバクター症及びトリコモナス病、供卵牛の結核病、種豚のブルセラ病及びオーエスキー病並びに種馬の馬バラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成20年 3 月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種付け又は家畜人工授精の用に供し、若しくは供する目的で飼育している雄牛、雄豚及び雄馬で種畜検査を受検するもの並びに家畜受精卵移植の用に供する受精卵の採取の用に供する牛

2 検査の方法

ブルセラ病にあつては凝集反応検査、補体結合反応検査、疫学的検査又は臨床検査、結核病にあつてはツベルクリン検査、疫学的検査又は臨床検査、牛カンピロバクター症にあつては蛍光抗体法、培養検査、疫学的検査又は臨床検査、トリコモナス病にあつては顕微鏡検査、疫学的検査又は臨床検査、オーエス

キー病にあってはラテックス凝集反応法、酵素免疫測定法、中和試験、疫学的検査又は臨床検査、馬パラチフスにあっては凝集反応検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第429号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成20年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

栄養成分に関する検査

製造事業場 等の名称 及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試 験 結 果 の 概 要											備 考	
				粗たん 白質	粗脂 肪	粗纖 維	粗灰 分	カル シウ ム	リン	揮発 性基 窒素	発 塩性 素	水 溶性 素	溶 室	ペン シ ン 消 化 率		TDN
南九州飼料 工業(株)飼料 工場 (南九州市)	同 左	南九州飼料 肉豚肥育用 黒豚用前期	平成 20.1	% 15.2	% 2.7	% 3.1	% 4.1	% 0.50	% 0.48	% —	% —	% —	% 76.3	kcal / kg —	% 14.9	
		南九州飼料 肉豚肥育用 黒豚用仕上	20.1	15.2	2.1	4.1	6.0	0.85	0.59	—	—	—	73.2	—	14.5	
南日本くみ あい飼料(株) 志布志工場 (志布志市)	同 左	くみあい配 合飼料 ブ ロイラー種 鶏成鶏M16 ヤマ	20.1	16.9	5.5	2.6	13.0	4.21	0.57	—	—	—	—	2,800	11.9	
		くみあい飼 料 宮崎B 78マッシュ	20.1	16.1	3.6	2.8	4.0	0.70	0.45	—	—	—	78.1	—	13.8	
		くみあい飼 料 ミヤチ クC78ベレ ット	20.1	13.8	3.3	2.3	3.4	0.61	0.39	—	—	—	78.1	—	13.8	
		くみあい飼 料 肉用牛 育成用	20.1	15.5	2.8	5.2	5.3	0.86	0.54	—	—	—	70.4	—	13.4	
		くみあい飼 料 肉用牛 繁殖用	20.1	14.6	2.6	4.6	5.5	0.91	0.54	—	—	—	69.8	—	13.5	

県内で飼育している越冬していない牛で知事が特に必要と認めるもの

2 検査の方法

血清学的検査、ウイルス学的検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第430号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成20年1月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成20年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

伊藤忠飼料 (株)志布志工場 (志布志市)	同	左	イトーチュー モアアップ パワーA	20.1	23.2	6.3	0.9	5.9	1.00	0.73	-	-	-	88.2	-	8.6
			イトーチュー モアアップ セイバー B	20.1	19.1	5.2	1.8	5.0	0.94	0.62	-	-	-	81.0	-	12.7
			イトーチュー サツマG ペレット無 薬	20.1	16.1	4.9	3.3	5.4	0.89	0.55	-	-	-	78.0	-	11.7
			ファインB	20.1	15.4	4.6	3.1	4.5	0.67	0.42	-	-	-	78.5	-	12.5
(株)アクシー ズ 宮之城 第二工場 (薩摩郡さ つま町)	同	左	チキンミ ール	20.1	58.0	-	-	19.2	-	-	-	-	-	-	-	7.5
			フェザーミ ール	20.1	80.0	-	-	3.0	-	-	-	-	-	-	-	6.8
(有)溝辺油脂 (霧 島 市)	同	左	チキンミ ール	20.1	65.4	-	-	19.9	-	-	-	-	-	-	-	2.1
			混合ボーク・ チキンミ ール	20.1	65.2	-	-	19.0	-	-	-	-	-	-	-	2.4

注1 試験結果の概要の欄には、試験した検査項目ごとにその分析結果を記載してある。

2 違反の内容の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合はその成分の過不足量(絶対量)を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第431号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、土地改良事業営繕地帯総合整備金峰地区第2換地区の換地計画に係る換地処分を、平成20年3月4日に行った。

平成20年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第432号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査(地籍調査)の成果を認証した。

平成20年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行 った者の 名称	調査を行 った期間	成果の 名称	調査を行 った地域	認 証 年 月 日
指 宿 市	平成18年6月 20日から平成 19年8月20日 まで	地籍図及 び地籍簿	指宿市大字東 方の一部	平成20年 3月5日

垂 水 市	平成18年6月 5日から平成 19年11月21日 まで	地籍図及 び地籍簿	垂水市大字中 俣、杵原及び 浜平の各一部	平成20年 3月5日
南さつま 市	平成18年7月 2日から平成 19年9月11日 まで	地籍図及 び地籍簿	南さつま市大 字笠沙町片浦 の一部	平成20年 3月5日
南さつま 市	平成18年7月 8日から平成 19年9月11日 まで	地籍図及 び地籍簿	南さつま市大 字加世田津貫 の一部	平成20年 3月5日
錦 江 町	平成18年6月 13日から平成 20年1月6日 まで	地籍図及 び地籍簿	錦江町大字馬 場、城元及び 神川の各一部	平成20年 3月5日

錦 江 町	平成18年 6月 13日から平成 20年 1月 8日 まで	地 籍 図 及 び 地 籍 簿	錦江町大字田 代川原の一部	平成20年 3月 5日
-------	--	--------------------	------------------	----------------

鹿児島県告示第433号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成20年 3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

熊毛郡屋久島町安房字前岳2739番343（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

安房字前岳2739番343（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第434号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成20年 3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

熊毛郡屋久島町永良部島字早落シ1686番1、1686番13

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水

産部森林整備課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第435号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成20年 3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除に係る保安林の所在場所

指宿市開聞仙田字竊迫1578番4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

鹿児島県告示第436号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成20年 3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

大島郡宇検村湯湾字赤土山1875番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県林務水産部森林整備課及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第437号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成20年 3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

大島郡宇検村湯湾字赤土山1875番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県林務水産部森林整備課及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第438号

平成20年 1月25日鹿児島県告示第71号（以下「告示第71号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を霧島市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成20年 3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名又は名称	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
篠崎宗之進	霧島市溝辺町麓字前原2709番	告示第71号の変更後の指定施業要件のとお
竹下仲太郎	霧島市溝辺町崎森字前原1776番2	

中山務	霧島市溝辺町崎森字大迫1867番 2
日商土地株式会社	霧島市溝辺町崎森字大迫1789番 2
福永次郎	霧島市溝辺町麓字前原2712番 2
宮野壽	霧島市溝辺町崎森字大迫1821番 5
森新藏, 山口兵助	霧島市溝辺町崎森字前原2738番
森山スズ子	霧島市隼人町嘉例川字佐屋窪2556番
養母實義	霧島市隼人町嘉例川字佐屋窪2561番 1
吉満宗一	霧島市溝辺町崎森字前原1722番 2
吉満甚之丞	霧島市溝辺町崎森字前原1713番
吉満昌幸	霧島市溝辺町崎森字前原1723番 2, 1729番 2, 字大迫1815番 2, 1819番 2
若松吉二	霧島市溝辺町麓字前原2740番

鹿児島県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成20年 3 月14日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路線名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷 地 の 幅 (メートル)	敷 地 の 延 長 (メートル)
県道	鹿児島 加世田 線	南さつま市金峰町大坂字木津志5656番 1 地先から同市金峰町大坂字牛峠5612番 1 地先まで	前 後	14.4~39.3 14.4~53.0	280.0 280.0
	永吉入 佐鹿児島 線	日置市吹上町永吉字朴山12444番 2 地先から同市吹上町永吉字通山12405番 1 地先まで	前 後	15.6~81.6 15.6~62.9	170.0 175.5
	霜出川 辺線	南九州市知覧町西元字瀧ノ下4905番 1 地先から同市知覧町西元字丸岡4869番地先まで	前 後	6.6~9.6 13.8~31.6	272.0 272.0
	田之頭 吹上線	日置市吹上町田尻字大工園3692番 1 地先から同市吹上町田尻字園田3471番 3 地先まで	前 後	4.6~14.2 9.8~15.0	440.0 439.4

鹿児島県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成20年 3 月14日

から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町大坂字木津志5656番 1 地先から同市金峰町大坂字牛峠5612番 1 地先まで	平成20年 3 月14日
	伊集院日吉線	日置市伊集院町下谷口字烏帽子1642番 3 地先から1645番 3 地先まで	
	霜出川辺線	南九州市知覧町西元字瀧ノ下4905番 1 地先から同市知覧町西元字丸岡4869番地先まで	
	田之頭吹上線	日置市吹上町田尻字大工園3692番 1 地先から同市吹上町田尻字園田3471番.3 地先まで	

鹿児島県告示第441号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により県が行った市町村道の改築に関する工事を、次のとおり完了した。

平成20年 3 月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

市町村道の路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 開始の日
曾於市道河原飛佐線	曾於市大隅町岩川字橋ノ口2875番 3 地先から同市大隅町中之内字橋ノ元5301番 4 地先まで	改 良	平成20年 2 月 4 日
錦江町道早瀬瀬戸	肝属郡錦江町田代	改 良	平成17年

口線	川原字花瀬4124番 6地先から同町田 代川原字上馬渡 6608番4地先まで		5月25日
	肝属郡錦江町田代 川原字山神添6315 番2地先から同町 田代川原字猪鹿倉 上6390番1地先ま で		平成19年 3月26日
	肝属郡錦江町田代 川原字坂下6111番 1地先から同町田 代川原字鳥淵4034 番1地先まで		平成18年 12月1日
奄美市道赤木名笠 利線	奄美市笠利町大字 外金久字奥亦315 番1地先から同市 笠利町大字外金久 字貞岡又618番1 地先まで	改 良	平成19年 12月14日

鹿児島県告示第442号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により県が行う市町村道の改築に関する工事を、次のとおり開始する。

平成20年 3 月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

市町村道の路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 開 始 の 日
曾於市道河原飛佐 線	曾於市大隅町岩川 字向山2483番地先 から2474番1地先 まで	改 良	平成20年 4月1日

鹿児島県告示第443号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により加治木町から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年 3 月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 都市計画の種類及び名称
 - 種類 加治木都市計画臨港地区
 - 名称 加治木港臨港地区
- 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課



大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成20年 3 月14日から1月間、鹿児島県商工労働部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成20年 3 月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
始良サティ・九州テックランド始良店
始良郡始良町東餅田336番地 外16筆
- 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成19年 9 月25日
- 意見の概要
代表者の変更のみのため、特に意見はありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成20年 3 月14日から1月間、鹿児島県商工労働部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成20年 3 月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
隼人国分サティ
霧島市隼人町見次1229番地 外
- 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成19年 9 月25日
- 意見の概要
特になし。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年 3 月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良郡湧水町米永字抜水387番3の一部、390番3、390番4及び390番5並びに字永田585番27及び585番28
- 公共施設の種類、位置及び区域
水路 始良郡湧水町米永字抜水387番3の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
新潟市南区清水4501番1
株式会社コメリ
代表取締役 榎雄一郎

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年 3 月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
曾於郡大崎町神領字小牧2024番1、2025番、2026番1及び2027番1
- 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
新潟市南区清水4501番1
株式会社コメリ
代表取締役 榎雄一郎

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成20年 3 月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県庁舎で使用する電気
年間予想使用電力量 15,912,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局財産管理課庁舎管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 落札者を決定した日
平成20年 2 月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿児島営業所
鹿児島市与次郎二丁目6番16号
- 5 落札金額
181,487,241円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成20年 1 月4日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成20年 3 月14日

かごしま県民交流センター副館長 徳永修

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
かごしま県民交流センターで使用する電気
年間予想使用電力量 3,351,500キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
かごしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816
- 3 落札者を決定した日
平成20年 2 月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット
東京都港区芝公園一丁目8番12号
- 5 落札金額
49,948,538円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成20年 1 月18日

議 会 規 則

鹿児島県政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成20年 3 月14日

鹿児島県議会議長 金子万寿夫

鹿児島県議会規則第2号

鹿児島県政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する
規則

鹿児島県政務調査費の交付に関する規則（平成13年鹿児島県議
会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（事業実績報告書等の添付）」に改め、同

条中「（別記第5号様式）」の次に「及び政務調査費の支出に係
る領収書その他の証拠書類（以下「証拠書類等」という。）の写
し」を加える。

第7条中「政務調査費の支出に係る」を削り、「当該証拠書類
等」を「証拠書類等」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次
の1条を加える。

（事業実績報告書等の保存及び閲覧）

第8条 第5条に規定する事業実績報告書及び証拠書類等の写し
の保存及び閲覧については、条例第12条及び前条の規定を準用
する。

第6条第1項中「1月」を「2月」に改め、同条に次の1項を
加え、同条を第7条とする。

3 議長は、条例第12条第2項の規定による請求があった場合に
おいて、収支報告書に鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島
県条例第113号）第7条に規定する不開示情報（以下この項に
おいて「不開示情報」という。）が記載されているときは、不
開示情報が記載されている部分を除いた部分につき、閲覧に供
するものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

（事業実績報告書の写しの添付）

第6条 条例第10条に規定する収支報告書の写しには、前条に規
定する事業実績報告書の写しを添付するものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し
必要な事項は、議長が別に定める。

別表調査研究費の項中「調査委託費」の次に「会場費・機材
借上げ費、資料印刷費」を加え、同表研修費の項中「会場費・機
材借上げ費」の次に「資料印刷費」を加え、同表広報費の項中
「送料」の次に「ホームページ作成費」を加え、同表事務費の
項中「通信費等」を「備品リース料、通信・運搬費等」に改める。
別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿児島県議会議長

殿

会 派 名

代表者の氏名

印

事 業 実 績 報 告 書

年度の政務調査費に関する主な事業の実施状況は次のとおりです。

1 事業実績概要について

2 事業実績内容について

(1) 調査研究活動

年 月 日	場 所	参 加 人 員	内 容	備 考

(2) 研修活動

年 月 日	場 所	参 加 人 員	内 容	備 考

(3) 会議開催

年 月 日	場 所	参 加 人 員	内 容	備 考

(4) 広報活動

(5) その他

3 事業の成果について

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正後の鹿児島県政務調査費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月14日

鹿児島県教育委員会委員長 唐鎌祐祥

鹿児島県教育委員会規則第3号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	大原小学校 宿利原中学校 池田中学校	」	を
「	大原小学校	」	に、
「	平良小学校 浦内小学校	」	を
「	平良小学校	」	に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

公安委員会規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月14日

鹿児島県公安委員会委員長 諏訪秀治

鹿児島県公安委員会規則第3号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表いちき串木野警察署の部市来駐在所の項中「湊町」の次に「湊町一丁目、湊町二丁目、湊町三丁目、湊町四丁目」を加え、阿久根警察署の部阿久根中央交番の項中「新町」の次に「晴海町」を加え、「晴海町、山下（分割）」を「折口、多田、脇本（分割）、鶴川内（分割）」に改め、同部鶴川内駐在所の項中「山下（分割）」を「山下」に改め、同部折口駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表阿久根警察署の部の改正規定は、平成20年3月26日から施行する。